

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業業務方法書実施細則の一部改正について

〈主な改正理由と内容〉

1. 「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」の導入に伴う関係条文の追加。

「野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453-1農林水産省農産局長通知）」の改正により、令和7年度から環境負荷低減の取組実践が必須となり、交付申込の際「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」の提出が必要となるため

2. 国の実施要綱改正により、別表1に定める基準価格等を改める。

保証基準価格、最低基準価格及び資金造成単価の改正

3. 令和6年度生産者補給金交付に伴い、別表1に新たな業務対象年間を設定する。

現行の業務対象年間を短縮し、新たな業務対象年間を設定

新	旧
<p style="text-align: center;">特定野菜等供給産地育成価格差補給事業業務方法書実施細則</p> <p>第1条～第5条（略）</p> <p><u>（環境負荷低減のクロスコンプライアンス）</u> 第6条 共同出荷組織等は、野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号-1農林水産省農産局長通知）第3の規定に基づき、同一事業年度に交付申込を行う対象野菜全体に係る「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取組の実施についてチェックすることとし、交付申込時、交付申込書へ添付し協会へ提出するものとする。</p> <p><u>附 則</u> （令和7年4月3日付け園芸第10号） 1 この実施細則は、山形県知事の承認を受けた日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p><u>（新 設）</u></p> <p>（追 加）</p>

新

別表 1

対象特定野菜等	業 務 区 分		業 務 対 象 年 間	保証基準価格 (円銭/kg)	最低基準価格 (円銭/kg)	資金造成単価 (円銭/kg)
	対象市場群	対象出荷期間				
に ら	東 北 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和7年 5月 1日から	229.00	157.51	57.19
		6月30日まで	令和9年 6月30日まで		(171.83)	(45.75)
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和7年 5月 1日から	246.50	169.65	61.48
		6月30日まで	令和9年 6月30日まで		(185.07)	(49.18)
東 北 ブ ロ ッ ク	7月 1日から	令和7年 7月 1日から	379.00	260.67	94.66	
	10月31日まで	令和9年10月31日まで		(284.37)	(75.73)	
関 東 ブ ロ ッ ク	7月 1日から	令和7年 7月 1日から	419.50	288.33	104.94	
	10月31日まで	令和9年10月31日まで		(314.54)	(83.95)	
(グリーンアスパラガスに限る) ア ス パ ラ ガ ス	東 北 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和7年 5月 1日から	843.50	580.11	210.71
		6月30日まで	令和9年 6月30日まで		(632.85)	(168.57)
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和7年 5月 1日から	971.00	667.62	242.70
		6月30日まで	令和9年 6月30日まで		(728.31)	(194.16)
東 北 ブ ロ ッ ク	7月 1日から	令和7年 7月 1日から	749.00	515.02	187.18	
	9月30日まで	令和9年 9月30日まで		(561.84)	(149.74)	
関 東 ブ ロ ッ ク	7月 1日から	令和7年 7月 1日から	764.00	525.42	190.86	
	9月30日まで	令和9年 9月30日まで		(573.19)	(152.69)	
生 し い た け	東 北 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和7年 5月 1日から	576.00	395.97	144.02
		6月30日まで	令和9年 6月30日まで		(431.97)	(115.22)
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和7年 5月 1日から	720.00	494.88	180.10
		6月30日まで	令和9年 6月30日まで		(539.87)	(144.08)
	東 北 ブ ロ ッ ク	7月 1日から	令和7年 7月 1日から	601.50	413.68	150.26
		10月31日まで	令和9年10月31日まで		(451.29)	(120.21)
	関 東 ブ ロ ッ ク	7月 1日から	令和7年 7月 1日から	744.50	511.91	186.07
		10月31日まで	令和9年10月31日まで		(558.45)	(148.86)
東 北 ブ ロ ッ ク	11月1日から	令和7年11月 1日から	706.00	485.58	176.74	
	12月31日まで	令和9年12月31日まで		(529.72)	(141.39)	
関 東 ブ ロ ッ ク	11月1日から	令和7年11月 1日から	822.50	565.48	205.62	
	12月31日まで	令和9年12月31日まで		(616.89)	(164.50)	
東 北 ブ ロ ッ ク	1月 1日から	令和8年 1月 1日から	677.50	465.96	169.23	
	4月30日まで	令和10年 4月30日まで		(508.32)	(135.38)	
関 東 ブ ロ ッ ク	1月 1日から	令和8年 1月 1日から	778.50	535.41	194.47	
	4月30日まで	令和10年 4月30日まで		(584.08)	(155.58)	

- 備考1 最低基準価格及び資金造成単価の欄の()は、業務方法書第6条に規定する「特例60」の申込みに基づく最低基準価格及び資金造成単価である。
- 備考2 東北ブロック及び関東ブロックとは、別表2に定める市場群をいう。
- 備考3 負担金の負担割合については、3分の1とする。 但し、国の定める重要特定野菜(アスパラガス)にあつては4分の1とする。

旧

別表 1

対象特定野菜等	業 務 区 分		業 務 対 象 年 間	保証基準価格 (円銭/kg)	最低基準価格 (円銭/kg)	資金造成単価 (円銭/kg)
	対象市場群	対象出荷期間				
に ら	東 北 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和6年 5月 1日から	208.00	143.19	51.85
		6月30日まで	令和8年 6月30日まで		(156.21)	(41.48)
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和6年 5月 1日から	224.50	154.23	56.22
		6月30日まで	令和8年 6月30日まで		(168.25)	(44.98)
東 北 ブ ロ ッ ク	7月 1日から	令和6年 7月 1日から	344.50	236.97	86.02	
	10月31日まで	令和8年10月31日まで		(258.51)	(68.82)	
関 東 ブ ロ ッ ク	7月 1日から	令和6年 7月 1日から	381.00	262.12	95.10	
	10月31日まで	令和8年10月31日まで		(285.95)	(76.08)	
(グリーンアスパラガスに限る) ア ス パ ラ ガ ス	東 北 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和6年 5月 1日から	767.00	527.37	191.70
		6月30日まで	令和8年 6月30日まで		(575.31)	(153.36)
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和6年 5月 1日から	883.00	606.93	220.86
		6月30日まで	令和8年 6月30日まで		(662.11)	(176.69)
東 北 ブ ロ ッ ク	7月 1日から	令和6年 7月 1日から	706.50	485.87	176.50	
	9月30日まで	令和8年9月30日まで		(530.04)	(141.20)	
関 東 ブ ロ ッ ク	7月 1日から	令和6年 7月 1日から	749.00	515.12	187.10	
	9月30日まで	令和8年 9月30日まで		(561.95)	(149.68)	
生 し い た け	東 北 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和6年 5月 1日から	587.50	404.05	146.76
		6月30日まで	令和8年 6月30日まで		(440.78)	(117.41)
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和6年 5月 1日から	750.00	515.50	187.60
		6月30日まで	令和8年 6月30日まで		(562.36)	(150.08)
	東 北 ブ ロ ッ ク	7月 1日から	令和6年 7月 1日から	614.00	422.13	153.50
		10月31日まで	令和8年10月31日まで		(460.51)	(122.80)
	関 東 ブ ロ ッ ク	7月 1日から	令和6年 7月 1日から	759.50	522.36	189.71
		10月31日まで	令和8年10月31日まで		(569.85)	(151.77)
東 北 ブ ロ ッ ク	11月1日から	令和6年11月 1日から	706.00	485.58	176.74	
	12月31日まで	令和8年12月31日まで		(529.72)	(141.39)	
関 東 ブ ロ ッ ク	11月1日から	令和6年11月 1日から	822.50	565.48	205.62	
	12月31日まで	令和8年12月31日まで		(616.89)	(164.50)	
東 北 ブ ロ ッ ク	1月 1日から	令和7年 1月 1日から	677.50	465.96	169.23	
	4月30日まで	令和9年 4月30日まで		(508.32)	(135.38)	
関 東 ブ ロ ッ ク	1月 1日から	令和7年 1月 1日から	778.50	535.41	194.47	
	4月30日まで	令和9年 4月30日まで		(584.08)	(155.58)	

- 備考1 最低基準価格及び資金造成単価の欄の()は、業務方法書第6条に規定する「特例60」の申込みに基づく最低基準価格及び資金造成単価である。
- 備考2 東北ブロック及び関東ブロックとは、別表2に定める市場群をいう。
- 備考3 負担金の負担割合については、3分の1とする。 但し、国の定める重要特定野菜(アスパラガス)にあつては4分の1とする。

